

2年間の宥恕(ゆうじょ)期間で何をすればよいのか？

知っていますか？
電子取引の
保存ルール

2024年1月スタート

電子帳簿保存法改正

徹底解説オンラインセミナー

開催日時

2022/08/25
(木曜日)

15:30～16:30 (1時間)

開催方法

オンラインセミナー
(Zoomを使用)

ご準備頂く物

- ①インターネット接続可能なPC
 - ②音声出力可能なPC
- ※マイク・カメラオフで構いません。

セミナー内容

- ①電帳法改正のポイントは？
- ②電帳法対応にはどのようなことが求められるのか？
- ③電帳法対応サービスのご紹介
- ④質疑応答

電子取引における紙保存廃止問題
への対応策と事例をご紹介します！

電子帳簿保存法は2021年度の税制改正で、2022年1月からメールやWebで受領した領収書・請求書(電子取引)は、電子帳簿保存法に対応した電子保存が義務化されています。

2022年度税制改正にて2年間の宥恕(ゆうじょ)期間が設けられましたが、「宥恕に関係なく対応を終わらせた」という企業は少なく、多くの企業がまだまだ対応途上と言われています。

そもそも2年間の宥恕は、2022年1月1日の施行までに「対応が間に合わない」という企業の声が多かったことへの配慮です。

対応を先延ばしにしてよいということではなく、2年間を使って「期日までにどう準備を進めるべきか」を早急に検討することが最善です。

本セミナーでは、今回の法改正における重要ポイントである「電子取引」にフォーカスし、「紙保存廃止問題」への対応策と事例についてご紹介させていただきます。

また、今から宥恕期間が終わる2023年末まで全体を捉えて、「いつまでに何をすればいいのか」を整理して御提案させていただきます。

【参加費】無料

☎ : 023-647-3966

☎ : 023-647-3967

🌐 : <http://www.msi-net.co.jp/> ⇒お申込み詳細は裏面をご覧ください。

人とシステムと未来を創る
株式会社 エム・エス・アイ

電子帳簿保存法とは

電子帳簿保存法とは **電子的に**帳簿や書類を**保存**しても良いと認めた法律

対象	国税関係帳簿	国税関係書類			国税関係書類以外の書類
		決算関係	取引関係		
			自社発行控え	相手から受領	
・仕訳帳 ・総勘定元帳 ・補助元帳 ・固定資産台帳 ・その他	・貸借対照表 ・損益計算書 ・棚卸表 ・その他	・見積書控え ・請求書控え ・納品書控え ・送り状控え ・その他	・領収書 ・請求書 ・契約書 ・見積書 ・その他	・注文書 ・見積書控え ・請求書控え ・契約書 ・その他	
要件	最初の記録段階から電子計算機を使用して作成		紙をスキャニングして保存		EDI/Fax/Mailなど
申請区分	電子データによる 帳簿の保存 (電帳法第4条1項)	電子データによる 書類の保存 (電帳法第4条2項)	スキャナ保存 (電帳法第4条3項)		電子取引 (電帳法第10条)

2024年1月1日までにすべきこと 「電子取引の電子データ保存義務化への対応」



2024年1月1日より電子取引で行われる国税関係書類の保存は「電子保存」が義務化となります。
これは、法人企業・個人事業主すべてが対象となります。
保存要件に沿った電子保存が行われていない場合は、青色申告の承認取り消しの可能性もあるため、対応について検討が必要になります。

本セミナーで電子帳簿保存法改正のポイントを把握して頂き、
自社でどのような対応が必要かを確認してみませんか？

お申し込みはWEBサイトもしくはFAXから



エムエスアイ イノベーション



023-647-3967

貴社名	ご所属/お役職
ご出席者様	計 名
TEL	FAX
E-mail	



990-2473

山形県山形市松栄1-5-7

担当:樽石

* 個人情報の取り扱いについて* 同意します。 同意しません。

●ご記入いただいた個人情報は、本セミナーに関するお客様へのご連絡（受講確認書の送付）、問合せに対する回答のため、セミナー開催・運営のため、セミナーに関連する情報を、電子メール、郵送、FAX または電話により、お客様にお知らせするため、及び依頼内容確認等の付随業務で取り扱うことを目的として利用いたします。●ご記入いただいた個人情報は、次の場合を除き、第三者に個人データを提供することはありません。(1)法令の定めによる場合(2)お客様ご本人および、または公衆の生命、健康、財産等の重大な利益を保護するために必要な場合(3)予めお客様ご本人から同意を得ている場合。ご記入いただいた個人情報は、当社ならびに本セミナーをご案内させていただいた共催企業がセミナー情報共有の為に必要であると認められた場合、参加者氏名・勤務先等必要事項をリストとして書面で共催企業に提供する場合があります。●ご記入いただいた個人情報の扱いの委託を行うことはいたしません。●ご提供いただく個人情報の任意項目をご記入いただかない場合、情報提供に遅れるが生じる場合があります。●お客様ご自身の個人情報に関する利用目的の通知や、個人情報の開示・訂正・追加・削除・利用停止・消去・第三者提供の停止の要望があった場合、遅滞なくこれに応じます。下記の連絡先にご連絡ください。連絡先：株式会社エム・エス・アイ【PMS事務局】経営企画室 室長 前盛直人 TEL:023-647-3966 FAX:023-647-3967 e-mail : info@msi-net.co.jp ●株式会社エム・エス・アイ個人情報保護管理者：監査室 佐藤一夫 TEL:023-647-3966 FAX:023-647-3967 e-mail : info@msi-net.co.jp ●【各社の個人情報保護方針の詳細は、各社URLをご参照下さい】株式会社エム・エス・アイ <http://www.msi-net.co.jp/privacy/index.html>